明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（五三）　二

〔政　令〕
○外務省組織令の一部を改正する政令（二〇七）　一〇

〔省　令〕
○外務省組織規則の一部を改正する省令（外務一三）　一二

〔告　示〕
○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針の一部を改正する件（内閣府・国家公安委・法務・厚生労働一）　一二
○農薬を登録した件（農林水産一九〇二～一九〇四）　一三
○農薬を再登録した件（同一九〇五）　一三
○農薬の登録が失効した件（同一九〇六）　一四

〔官庁報告〕
官庁事項
総合特別区域基本方針の一部変更について（内閣）　一四
国家試験
保健師国家試験の施行（厚生労働省）　一六
助産師国家試験の施行（同）　一七
看護師国家試験の施行（同）　一九
保健師助産師看護師試験委員の公告（同）　二〇

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二〇
特殊法人等
プログラムの著作物に係る登録関係　七六
地方公共団体
行旅死亡人、押収物還付関係　七七
会社その他
会社決算公告　七九

本号で公布された法令のあらまし

◇暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（法律第五三号）（警察庁）

1　市民生活に対する危険を防止するための規定の整備

㈠　対立抗争による危険を防止するための措置に関する規定の整備

対立抗争が発生した場合において、当該対立抗争に係る暴力行為が人の生命等に重大な危害を加える方法によるものであり、かつ、更に同様の暴力行為が行われるおそれがある場合に、公安委員会が当該対立抗争に係る指定暴力団等を特定抗争指定暴力団等として指定し、その構成員が警戒区域において事務所を新たに設置すること等を罰則による処罰の対象とすることとした。（第一五条の二、第一五条の三及び第四六条関係）

㈡　暴力的要求行為等に伴う暴力行為による危険を防止するための措置に関する規定の整備

指定暴力団員等が暴力的要求行為等に関連して人の生命等に重大な危害を加える方法による暴力行為を行い、かつ、更に反復して同様の暴力行為を行うおそれがある場合に、公安委員会が当該指定暴力団員が所属する指定暴力団等を特定危険指定暴力団等として指定し、その構成員が警戒区域において行う暴力的要求行為等を罰則による処罰の対象とすることとした。（第三〇条の八及び第四六条関係）

2　都道府県暴力追放運動推進センターによる事務所使用差止請求制度の導入

国家公安委員会の認定を受けた都道府県暴力追放運動推進センターは、指定暴力団等の事務所の付近住民等で当該事務所の使用等の差止めの請求をしようとするものから委託を受けたときは、その者のために自己の名をもって、当該請求に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有することとした。（第三二条の四関係）

3　暴力的要求行為及び準暴力的要求行為の規制の強化等

㈠　暴力的要求行為の規制の強化

指定暴力団員が指定暴力団等の威力を示して金融商品取引業者等に対し金融商品取引行為を行うことを要求する行為等を暴力的要求行為として規制する行為に追加するとともに、国等が行う公共工事の契約等に関する暴力的要求行為の規制の対象を国等の契約等全般に拡大することとした。（第九条関係）

㈡　準暴力的要求行為の規制の強化

指定暴力団員が準暴力的要求行為を助けることを禁止するとともに、指定暴力団等の威力を示すことを常習とする者で指定暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者等を準暴力的要求行為が禁止される者に追加することとした。（第一二条の三及び第一二条の五関係）

㈢　縄張に係る禁止行為に関する規定の整備

指定暴力団員が縄張内で営業を営む者のために用心棒の役務を提供すること等を禁止するとともに、公安委員会が当該行為の中止又は防止のための命令をすることができることとした。（第三〇条の六及び第三〇条の七関係）

㈣　罰則の強化

暴力的要求行為に対する中止命令違反等に係る罰則を強化することとした。（第四六条～第五一条関係）